別表第４　ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格

イ　［略］

ロ　遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

［(イ)・(ロ)　略］

(ハ)　設定ごとに、遊技球の試射試験を１時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の３分の１を超え、かつ、2.2倍に満たないものであること。

(ニ)　設定ごとに、遊技球の試射試験を４時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の５分の２を超え、かつ、1.5倍に満たないものであること。

(ホ)　設定ごとに、遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の２分の１を超え、かつ、３分の４に満たないものであること。

(ヘ)　設定ごとに、遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が７割（役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあつては、６割）を超えるものでないこと。

［ハ～ホ　略］

ヘ　特別電動役物、条件装置及び特別図柄表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

［(イ)～(チ)　略］

(リ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計がＮ回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値がＲ、１個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値がＳである場合において、作動確率Ｍにつき、次の関係が成立するものであること。

$$M \times N \times R \times S \leqq 10$$

［(ヌ)～(カ)　略］

ト　役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

［(イ)～(ハ)　略］

(ニ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計は、10回を超えるものでないこと。

(ホ)　［略］

(ヘ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数が変動するぱちんこ遊技機にあつては、次の式により得られる連続して作動する回数の期待値について、ヘ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$N = \sum_{i=2}^{10} (i \times Q_i)$$

ただし

$$\sum_{i=2}^{10} Q_i = 1$$

Ｎは、役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の期待値

Q_iは、特別電動役物がｉ回連続して作動する確率の値

別表第４　ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格

イ　［同左］

ロ　［同左］

［(イ)・(ロ)　同左］

(ハ)　遊技球の試射試験を１時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の３倍に満たないものであること。

［加える。］

(ニ)　遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の２分の１を超え、かつ、２倍に満たないものであること。

(ホ)　遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が７割（役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあつては、６割）を超えるものでないこと。

［ハ～ホ　同左］

ヘ　［同左］

［(イ)～(チ)　同左］

(リ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計がＮ回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値がＲ、１個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値がＳである場合において、作動確率Ｍにつき、次の関係が成立するものであること。

$$M \times N \times R \times S \leqq 12$$

［(ヌ)～(カ)　同左］

ト　［同左］

［(イ)～(ハ)　同左］

(ニ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計は、16回を超えるものでないこと。

(ホ)　［同左］

(ヘ)　役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数が変動するぱちんこ遊技機にあつては、次の式により得られる連続して作動する回数の期待値について、ヘ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$N = \sum_{i=2}^{16} (i \times Q_i)$$

ただし

$$\sum_{i=2}^{16} Q_i = 1$$

Ｎは、役物連続作動装置の１回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の期待値

Q_iは、特別電動役物がｉ回連続して作動する確率の値